

佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、技能検定機械保全職種の受検手数料に係る負担を軽減し、受検を促進することを目的として、技能検定機械保全職種（実技試験）の受検者に対し、予算の範囲内で佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

(支給対象)

第2条 奨励金の支給対象は、技能検定機械保全職種（実技試験）の受検者のうち、県内において職に就いている者、県内に住所を有し職に就いていない者、県内学校在校生等又は県内に住所を有する県外学校在校生等とする。

2 この要領において「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で以下のいずれかに該当する者をいう。

(1) 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者にあつては、職に就いていない者に限る。）

(2) 認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設の訓練生（職に就いていない者に限る。）

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の在校生

(4) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定により認定された職業訓練を受けている者

3 この要領において「一般」とは、「在校生等」以外の者をいう。

(支給の要件)

第3条 奨励金は、受検者が指定試験機関に受検手数料を払い込み、受検票が送付された場合で、第6条の規定による申請後に第7条の規定による支給決定及び額の確定を受けた際に、受検者に対して支給するものとする。

(支給限度額)

第4条 奨励金の支給額は、受検者の1回の受検につき、指定試験機関が実施する技能検定機械保全職種の受検手数料（減額措置後の額）が、佐賀県職業能力開発促進法施行条例（平成23年佐賀県条例第37号）に規定する同一区分の受検手数料（減額措置後の額）を上回る場合、その差額を限度として支給することとし、その額は別表1のとおりとする。

(申請期間)

第5条 奨励金の支給の申請は、実技試験日から起算して60日以内又は実技試験日が属する年度の3月25日のいずれか早い日までに行うものとする。

(支給申請及び支給請求)

第6条 奨励金の申請及び請求を行う受検者は、佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給申請書兼支給請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて佐賀県産業労働部産業人材課長（以下「産業人材課長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 受検票の写し
- (2) 前号のほか、産業人材課長が必要と認める書類

（支給の決定、額の確定及び支払）

第7条 産業人材課長は、提出された申請書兼請求書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

- 2 産業人材課長は、受理した申請書兼請求書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するとともに、その額を確定するものとする。
- 3 産業人材課長は、前項又は第8条の規定により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請者に対して、佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給決定及び額の確定通知書（様式第2号）又は佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金不支給決定通知書（様式第3号）により、当該申請書兼請求書を受理した日から60日以内に通知するものとする。
- 4 産業人材課長は、奨励金の支給決定及び額の確定を行ったときは、速やかに申請者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

（不支給要件）

第8条 産業人材課長は、申請者が不実の記載をした場合は、奨励金を支給しないものとする。

（奨励金の返還）

第9条 産業人材課長は、奨励金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給決定取消・返還通知書（様式第4号）により、当該者に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合
- (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途産業人材課長が定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行し、令和4年度から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行し、令和4年度後期分から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月14日から施行し、令和5年度分から適用する。

附 則

この要領は、令和5年10月2日から施行から適用する。

様式第1号（第6条関係）

佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給申請書兼請求書

年 月 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

受検者

郵便番号	〒
住 所	
氏 名	
電話番号	

保護者等同意欄（受検者が未成年の場合のみ記入）
上記の者の申請兼請求に同意します。

郵便番号	〒
住 所	
氏 名	
電話番号	

佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金の支給を受けたいので、佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給要領の規定により、関係書類を添えて提出します。

①奨励金申請額	金	円
②支払先 金融機関	金融機関名	銀行 本店・支店
	口座の種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	
③添付書類	1 受検票の写し 2 その他必要な書類	

※請求者（受検者）と口座名義人が異なる場合は、委任状（様式第5号）が必要です。

※お預かりした個人情報は、受検奨励金支給事務の目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しません

様式第2号（第7条関係）

番
年 月 日

様

職 氏名

印

佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金については、佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給要領第7条第2項の規定により、下記のとおり支給することに決定し、併せて同規定により、その額を確定しましたので、同要領第7条第3項の規定に基づき通知します。

記

交付決定及び確定金額 金 円

様式第3号（第7条関係）

番
年 月 日

様

職 氏名 印

佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金不支給決定通知書

年 月 日付で支給申請のあった佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金については、佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給要領第7条第2項の規定により審査した結果、下記の理由により支給しないことに決定しましたので、同要領第7条第3項の規定に基づき通知します。

記

支給しない理由

番
年 月 日

様

職 氏名 印

佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給決定取消・返還通知書

年 月 日付け産人第 号で支給決定及び額の確定通知があった佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金については、下記により取り消すこととし、年 月 日付けで支給した佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金については、返還していただくことになりましたので、佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金支給要領第9条の規定に基づき通知します。

記

- 1 取 消 額 円
- 2 取消の理由
- 3 返還の期限 年 月 日
- 4 返還の方法 同封の払込書により、所定の金融機関で払い込みください。

委 任 状

年 月 日

請求者（受検者）

住 所	
氏 名	

以下の者を代理人と定め、佐賀県技能検定機械保全職種受検奨励金の受領に関する権限を委任します。

（代理人）

住 所	
フリガナ	
氏 名	